

臓器移植法の改正から1年

改正臓器移植法が施行されてから1年が経過しました。

臓器移植法は1997年に制定されましたが、この法律における脳死後の臓器提供については、本人の書面による意思表示と家族の承諾が必須条件とされており、また、意思表示ができるのは、遺言の可能年齢に準じて15歳以上と定められておりました。このため、15歳未満の方の脳死後の臓器提供は事実上不可能でした。これに対して、昨年7月の臓器移植法の改正により、本人が書面で意思表示をしていなくても、家族が同意すれば脳死の下での臓器提供が可能となり、また、15歳未満の小児からの臓器提供も可能になりました。

これまで、外国での移植によってでしか健康を回復することができなかった患者やその家族にとって、臓器移植法の改正は待ち望んでいたものに違いありません。

改正法の施行後1年間における脳死の下での臓器提供は55件で、このうち家族同意のみの臓器提供は49件（7月15日現在）となっており、年間10件前後だった改正前と比較すると大幅に増加したといえます。また、新たに認められた15歳未満については読売新聞社の調査によると、一人の小児から臓器提供が行われた他、少なくとも29人の子どもが脳死と判断されたとのことです。

日本国内での臓器移植は、外国と比較すると非常に少なく、臓器移植法の改正によっても、その状況に大きな変化があるとは思えません。その背景には、医療機関の体制の問題、脳死判定が適切に行える医師の不足など様々な課題が指摘されていますが、同時に、脳死というものに対する私たちの受け止めの問題が大きいと思っています。

また、脳死という人の死が、臓器移植を進めるために使われているのでは、との思いからも逃れることができません。

脳死の下での臓器移植は、我々の死生観、
いい換えれば、人の死をどう捉えるかということと不可分の問題ではないのです。

私たちは、長いこと、心臓が完全に止まった状況の中で、医者からの死亡宣告を受け入れてきました。こうした中、「心臓が動き、身体は温かいけれど人としては死んでいる」といわれても、なかなか受け入れ難いものがあります。

現実には、ほぼ確実に脳死と医師が判断された人の中には、脳死判定後、なお数ヶ月生存していたケースがあり、特に、臓器が発達中の小児は、成人とは異なる特徴があるため、脳死判定は難しいともいわれています。

もしも、我が子が脳死と判定された時、それを素直に受け入れることができるだろうかと問われたら、私には全く自信がありません。まして、親として臓器移植に同意できるかといえは、それもまた難しいように思います。

こうした、DNAにすり込まれている死生観を変えることは大変難しいですし、また、意図的に変える必要もないと思っています。しかし一方では、私も含め、日本人の多くは、人の命から命を繋ぐ臓器移植の重要性もまた認識しているはずで

ですから、日本国内での臓器移植を進めていくためには、国民に対する臓器移植への理解を深めるための努力を、更に一層進めていく必要がありますし、何よりも、臓器提供を決意したご家族の方々へのしっかりとしたケアが不可欠です。本人に変わって死期を選択するご家族の苦渋にたいして、医療関係者は、先ず、最大限の敬意を持って対応すべきです。

また、臓器提供が子どもの場合には虐待が潜んでいる場合があり、これを防ぐための体制整備も必要です。

更に、脳死判定する医師への信頼が全ての前提であり、その為にも医師の専門性の向上と医療機関の体制強化が求められます。

そして何よりも、国をはじめ関係者の方々には、こうした取り組みが国民の目にはっきりと映るようにしていただくことが重要であり、それなくしては、臓器移植の拡大は絵に描いた餅となるでしょう。 （塾頭 吉田 洋一）